

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長

警察庁丙国捜発第59号
平成21年9月1日
警察庁刑事局長

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の発効について(通達)

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定(平成21年条約第6号)については、平成20年5月23日に署名が行われ、平成21年8月25日に中華人民共和国香港特別行政区(以下「香港特別行政区」という。)との間で公文の交換が行われたことにより、同年9月24日から効力を生ずることとなった。この協定の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにするとともに、犯罪捜査のためにこの協定を積極的に活用されたい。

なお、協定の全文及び合意された議事録は別添のとおりである。

記

1 協定の概要

この協定は、刑事に関する共助の分野における我が国と香港特別行政区との間の協力を一層実効あるものとし、そのような協力が我が国及び香港特別行政区において犯罪と戦うことに貢献することを目的として締結されたものである。この協定の概要は次のとおりである。

- (1) 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施すること等、この協定に基づく共助の実施に関する基本的な原則について定める。(第1条)
- (2) この協定に規定する任務を行う中央当局として、我が国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定すること等について定める。(第2条)
- (3) 共助の請求を受けた締約者(以下「被請求締約者」という。)が共助を拒否することができる場合等について定める。(第3条)
- (4) 共助の請求の方法、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。(第4条)
- (5) この協定に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求締約者は当該共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施すること、被請求締約者の権限のある当局は当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること等、被請求締約者が請求された共助の実施に当たってとらなければならない手続等について定める。(第5条)
- (6) 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第6条)

- (7) この協定の規定に従って提供される証拠等について共助の請求を行った締約者（以下「請求締約者」という。）に課される使用目的の制限及びこれに関する請求締約者の秘密保全等について定める。（第7条）
- (8) この協定の規定に従って提供された物件の輸送、保管及び返還に関する条件について定める。（第8条）
- (9) 証言、供述又は物件の取得について定める。（第9条）
- (10) 人、物件又は場所の見分について定める。（第10条）
- (11) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。（第11条）
- (12) 被請求締約者の当局の保有する物件の提供について定める。（第12条）
- (13) 請求締約者の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達について定める。（第13条）
- (14) 拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのものについて定める。（第14条）
- (15) 請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者又は請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意した者につき与えられる保護措置等について定める。（第15条）
- (16) 裁判上の文書の送達について定める。（第16条）
- (17) 犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続についての共助について定める。（第17条）
- (18) この協定のいずれの規定も、いずれか一方の締約者が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自己の法令に従って他方の締約者に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。（第18条）
- (19) 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること、両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議するものとし、合意に達するようあらゆる努力を払うこと、この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決することについて定める。（第19条）
- (20) この協定の効力発生及び終了について定めるとともに、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合も含む。）についてこの協定を適用することについて定める。（第20条）
- (21) この協定第1条2(4)及び第12条に関し、日本国及び香港特別行政区のそれぞれにおける「当局」の範囲について定めるとともに、この協定の第3条4の規定は、同条1の規定が日本国の国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）第2条第2号に規定する「条約に別段の定めがある場合」に該当するとの解釈を妨げるものではないことについて定める。（合意された議事録）

2 協定の実施のための国内措置

この協定により、被請求締約者は、共助を拒否し得る場合（第3条1）を除き、この協定の関連規定に従って（第5条1）、また、自己の法令に定める方法又は手続によ

り（第5条2）、請求された共助を速やかに実施する義務を負うこととなる。

この点、我が国においては、国際捜査共助等に関する法律等により、条約上の義務の実施を担保することとなる。

3 留意事項

（1） 我が国による請求関係

ア これまで香港特別行政区との間における共助については、条約その他の国際約束がなかったことから、国際礼譲に基づいて行われてきたが、この協定の締結により、我が国が請求する共助が香港特別行政区において一層確実に実施されることを確保できるところ、香港特別行政区に共助を請求するに当たっては、この協定を積極的に活用すること。

イ 請求された共助が当該共助に係る犯罪について被請求締約者（香港特別行政区）の管轄内において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認められる場合には、被請求締約者（香港特別行政区）は共助を拒否するという「一事不再理の原則」を採用しており、我が国において香港特別行政区において有罪判決を言い渡された日本人について同じ犯罪について訴追するため必要な証拠の提供を香港特別行政区に求めた場合、共助を拒否されることとなるので留意すること。（第3条関係）

ウ 共助については、これまで外交上の経路を通じて行うことが一般的であったが、この協定の締結により、共助に関する連絡を我が国と香港特別行政区がそれぞれ指定する中央当局間で直接行うことにより、共助の迅速化が期待される。

我が国による請求については、警察官又は皇宮護衛官により送付された請求に関連する中央当局は、国家公安委員会又は国家公安委員会が指定する者となる。国家公安委員会は、警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官（以下「警察庁国際捜査管理官」という。）を中央当局に指定したので、警察庁刑事局の所掌に属する事件に関してこの協定に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。警察庁刑事局の所掌に属する事件以外の事件に関してこの協定に基づく共助の請求をすることが適当であると認められるときは、警察庁主管課を経由して警察庁国際捜査管理官に共助の請求を依頼すること。（第2条関係）

エ この協定に基づく共助の請求に当たっては、協定第4条2に掲げる事項を通報すること及び同条3に掲げる事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報することとされているところ、共助の請求の依頼に当たり留意すること。（第4条関係）

（2） 香港特別行政区による請求関係

ア この協定第3条1（6）は、請求締約者（香港特別行政区）における捜査等の対象となっている行為が被請求締約者（我が国）の法令によれば、犯罪を構成しないと認める場合（いわゆる双罰性を欠くと判断される場合）には、「共助を拒否することができる」としているが、この協定において同条1の規定は、我が国の国際捜査共助等に関する法律第2条第2号の「条約に別段の定めがある場合」に該当し、裁量的拒否事由とすることが適当と考えられており、香港特別行政区からの

請求が双罰性を欠く場合であっても、我が国の裁量により共助を実施することができることに留意すること。(合意された議事録2)

イ 請求された共助の実施が我が国において進行中の捜査等の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約者の中央当局間での協議の後に付すことができるとされているので、共助の実施が進行中の捜査を妨げるような状況がある場合には、直ちに警察庁国際捜査管理官に連絡し、調整を受けること。(第5条関係)

(本件担当)

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付国際捜査係

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定（平成21年条約第6号）

第一条

- 1 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施する。
- 2 共助には、次の措置をとることを含む。
 - (1) 証言、供述又は物件の取得
 - (2) 人、物件又は場所の見分
 - (3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
 - (4) 共助の請求を受けた締約者（以下「被請求締約者」という。）の当局の保有する物件の提供
 - (5) 共助の請求を行った締約者（以下「請求締約者」という。）の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達
 - (6) 拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの
 - (7) 裁判上の文書の送達
 - (8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
 - (9) 被請求締約者の法令により認められるその他の共助であって両締約者の中央当局間で合意されたもの
- 3 この協定において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。
- 4 租税に関する法律に違反する犯罪に関連する共助の請求は、その主たる目的が租税の賦課又は徴収であってはならない。

第二条

- 1 各締約者は、この協定に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。香港特別行政区については、中央当局は、法務長官又は同長官が指定する者とする。
- 2 この協定に基づく共助の請求は、請求締約者の中央当局から被請求締約者の中央当局に対して行われる。
- 3 両締約者の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第三条

- 1 被請求締約者の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。
 - (1) 被請求締約者が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合
 - (2) 被請求締約者が、請求された共助の実施により自己の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合
 - (3) 被請求締約者が、請求された共助の実施により、日本国の、又は香港特別行政区については中華人民共和国の主権、安全又は公共の秩序が害されるおそれがあると認める場合

- (4) 被請求締約者が、共助の請求がこの協定に定める要件に適合していないと認める場合
 - (5) 被請求締約者が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合
 - (6) 被請求締約者が、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合
 - (7) 被請求締約者が、請求された共助が当該共助に係る犯罪と同一の犯罪又はそれと同じ行為により構成される他の犯罪について被請求締約者の管轄内において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合
- 2 被請求締約者の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自らが必要と認める条件を付して共助を実施することができるか否かについて検討するために、請求締約者の中央当局と協議する。請求締約者は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 3 被請求締約者の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求締約者の中央当局に拒否の理由を通報する。
- 4 この協定のいずれの規定も、締約者に対し、自己の法令が1に掲げる根拠のいずれかを理由として共助を拒否することを定めている場合において、請求された共助を実施することを要求するものではない。

第四条

- 1 請求締約者の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求締約者の中央当局は、被請求締約者の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求締約者の中央当局は、被請求締約者の中央当局が求める場合には、共助の請求を確認する書面をその後速やかに追加的に提出する。共助の請求には、両締約者の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求締約者の公用語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。
- 2 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。
- (1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
 - (2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求締約者の関係法令の条文
 - (3) 請求する共助についての説明
 - (4) 請求する共助の目的についての説明
- 3 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。
- (1) 証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
 - (2) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
 - (3) 証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表
 - (4) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所

についての正確な説明

- (5) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
 - (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
 - (7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
 - (8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報
 - (9) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明
 - (10) 請求締約者の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
 - (11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明
 - (12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求締約者の注意を喚起すべきその他の情報
- 4 被請求締約者が、共助の請求に当たって通報された情報が共助を実施する上でこの協定上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求締約者の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

- 1 被請求締約者は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 2 被請求締約者は、請求された共助を自己の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求締約者は、自己の法令に反しない限りにおいて、適当な場合には、前条3（2）、（6）又は（9）に規定する方法であって共助の請求に示されたものに従う。
- 3 被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施が被請求締約者の管轄内において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約者の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求締約者は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。
- 4 被請求締約者は、請求締約者の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求締約者の中央当局は、これらの情報を開示することなく請求された共助を実施することができない場合には、請求締約者の中央当局にその旨を通報するものとし、請求締約者の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。
- 5 被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求締約者の中央当局による合理的な照会に回答する。
- 6 被請求締約者の中央当局は、請求締約者の中央当局に対し、請求された共助を実施することができたか否かにつき速やかに通報し、また、その実施の結果得られた

証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求締約者の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求締約者の中央当局に通報する。

第六条

- 1 被請求締約者は、両締約者の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求締約者が支払う。
- 2 両締約者の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになった場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

- 1 請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。
- 2 被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

第八条

- 1 被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従って提供された物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。
- 2 被請求締約者の中央当局は、この協定の規定に従って提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求締約者が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。
- 3 請求締約者は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求締約者は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求締約者の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条

- 1 被請求締約者は、証言、供述又は物件を取得する。証言又は物件を取得するに当たり、被請求締約者は、強制措置（搜索又は差押えを含む。）をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が被請求締約者の法令に基づいて当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 2 被請求締約者は、証言、供述又は物件の取得に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを容易にするよう、及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を

払う。当該共助の請求に示された特定の者は、直接質問することが認められない場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求められる者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

- 3 (1) 被請求締約者は、この条の規定に従って証言、供述又は物件の提出を求められた者が請求締約者の法令に基づいて免除、不能又は特権を主張した場合であっても、当該証言、供述又は物件を取得する。
- (2) 被請求締約者は、証言、供述又は物件を取得するに当たり(1)の主張がなされた場合には、請求締約者の手続に関して権限を有する当局が当該主張を処理するよう、当該主張を付して当該証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を請求締約者の中央当局に提供する。

第十条

- 1 被請求締約者は、人、物件又は場所の見分を行う。このため、被請求締約者は、自己の法令に従って強制措置をとる。ただし、このような措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該措置をとることを正当化する情報を含む場合に限る。
- 2 被請求締約者は、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示された特定の者が当該共助の実施の間立ち会うことを容易にするよう最善の努力を払う。

第十一条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十二条

- 1 被請求締約者は、自己の当局が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求締約者に提供する。
- 2 被請求締約者は、自己の当局が保有する物件であって公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自己の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求締約者に提供するよう努める。

第十三条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する者であって請求締約者の関係当局への出頭が求められているものに対し、当該者が招請されていることについて伝達する。請求締約者の中央当局は、自らが当該出頭のために支払う手当及び経費の限度につき被請求締約者の中央当局に通報する。被請求締約者の中央当局は、当該者の回答につき請求締約者の中央当局に速やかに通報する。

第十四条

- 1 証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のため、被請求締約者において拘禁されている者の身柄が請求締約者の管轄内にあることが必要とされる場合には、被請求締約者は、それらの目的のため、当該者の身柄を請求締約者の管轄内に移す。ただし、被請求締約者の法令において認められる場合であって、当該者が同意し、かつ、両締約者の中央当局が合意したときに限る。
- 2 (1) 請求締約者は、被請求締約者が1の規定に従って身柄を移された者を拘禁しないことについての承認を与える場合を除くほか、当該者を拘禁する。
- (2) 請求締約者は、両締約者の中央当局による事前の又は別段の合意に従い、当該

者を被請求締約者の管轄内に直ちに送還する。

- (3) 請求締約者によって当該者が拘禁された期間は、被請求締約者の管轄内における当該者の刑期に算入する。

第十五条

- 1 第十三条の規定に従い請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者又は前条の規定に従い請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意した者は、被請求締約者の管轄を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求締約者の管轄内において訴追されず又は拘禁されず、また、身体の自由についての制限の対象とはならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証拠を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の捜査以外のいかなる捜査についても協力することを強制されない。
- 2 (1) 第十三条の規定に従い請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者につき1の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。
 - (a) 当該者が、請求締約者の管轄から離れる機会を有していたにもかかわらず、自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって通知された日の後連続する十五日の期間滞在した時
 - (b) 当該者が請求締約者の管轄から離れた後、任意に請求締約者の管轄内に戻った場合にあつてはその時
 - (c) 当該者が、やむを得ない事情による場合を除くほか、出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合にあつてはその時(2) 請求締約者の中央当局は、(1)(a)に規定する通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)若しくは(c)に規定する時に終了した場合には、被請求締約者の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。
- 3 前条の規定に従い請求締約者の管轄内に身柄を移された者につき1の規定に従って与えられる保護措置は、当該者が被請求締約者の管轄内に送還されたときに終了する。
- 4 第十三条の規定の下で請求締約者の関係当局に出頭することに同意しない者又は前条の規定の下で請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意しない者は、共助の請求における記述のいかなるを問わず、その同意しないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条

- 1 被請求締約者は、送達のために請求締約者から送付された裁判上の文書の送達を実施する。
- 2 請求締約者の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも四十五日前までに被請求締約者によって受領されるものとする。被請求締約者は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。
- 3 被請求締約者の中央当局は、第五条6の規定に従って裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求締約者の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達の実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

4 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求締約者の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条

1 被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を特定し、追跡し及び保全する措置を含めることができる。

2 犯罪の収益又は道具を保管している被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、自らが適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を、請求締約者に移転することができる。その移転は、当該収益又は道具の保管が、この協定の効力発生の日の前に行われたか以後に行われたかを問わず、実施することができる。

第十八条

この協定のいずれの規定も、いずれか一方の締約者が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自己の法令に従って他方の締約者に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第十九条

1 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議するものとし、合意に達するようあらゆる努力を払う。

3 この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決する。

第二十条

1 この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の法的手続を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求（請求された共助がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 いずれの一方の締約者も、六箇月前に他方の締約者に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

合意された議事録

本日香港で署名された刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 協定第一条2(4)及び第十二条に関し、「当局」とは、次のものをいうことが確認される。

(a) 日本国については、その立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体

(b) 中華人民共和国香港特別行政区については、その立法機関、行政機関又は司法機

関

2 日本国政府の代表者は、協定第三条4の規定は、同条1の規定が日本国の国際捜査共助等に関する法律（千九百八十年法律第六十九号）第二条第二号に規定する「条約に別段の定めがある場合」に該当するとの解釈を妨げるものではない旨述べた。

中華人民共和国香港特別行政区政府の代表者は、この日本国政府の代表者の発言に留意した。

二千八年五月二十三日在香港で

日本国のために

佐藤重和

中華人民共和国香港特別行政区のために

李少光